

地域公共交通会議の法定協議会化及び交通基本計画（改訂版）の策定について

地域公共交通会議を法定協議会化し、地域公共交通計画に位置付ける交通基本計画（改訂版）の策定を進めていきます。

1 現状の交通基本計画の主な内容

- ・上位計画で示される将来都市像の実現に向け、公共交通や自動車、自転車、徒歩の各種交通モードが連携し、調和した都市交通体系のあり方を示すもの
- ・平成25年度に策定し、目標年次は令和7年度
- ・施策についての定量目標はない
- ・後述する地域公共交通計画には位置付けられていない

2 交通基本計画を改定する理由

- ・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（活性化再生法）が令和2年11月に改正されたことに伴い、各市町村の区域内について、地域公共交通計画を作成することが努力義務となった。
- ・計画を改定することにより、計画内容を時点修正でき、また、定量目標も定めることができるため、現状の計画より実効的な計画とすると共に、地域公共交通計画と位置付けることができる。

3 地域公共交通計画に記載すべき事項

- ・基本的な方針
- ・地域公共交通計画の区域
- ・地域公共交通計画の目標
- ・上記の目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項
- ・地域公共交通計画の達成状況の評価に関する事項
- ・計画期間
- ・地域公共交通計画の実施に関しその他必要と認める事項

4 計画策定期間

令和4年度から令和5年度まで

※ 令和5年度末に公表予定

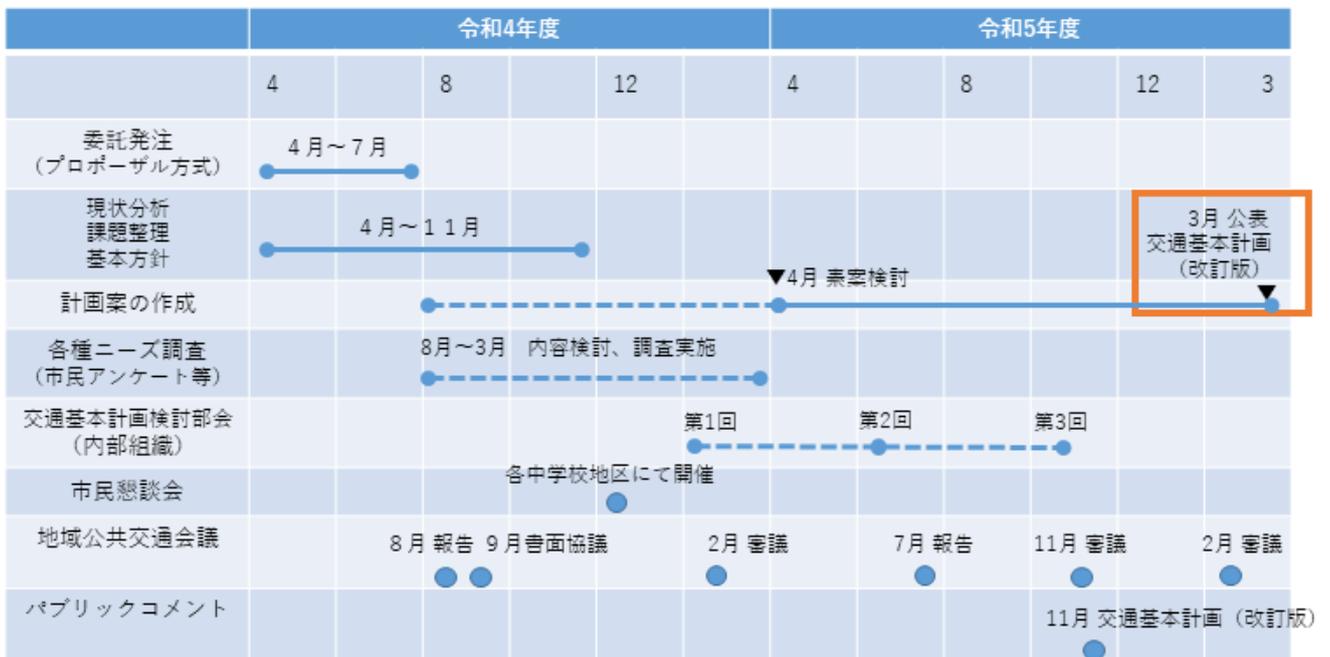
5 策定方法及び策定体制

- ・策定業務を委託により発注する。委託業者は、プロポーザル方式を活用し、選定した。（委託業者：株式会社国際開発コンサルタント名古屋支店）
- ・策定に当たっては、実効性を高めるため、地域公共交通会議、庁内検討組織等で意見を聴取する。 ※ 策定体制の詳細は別紙のとおり

6 地域公共交通会議を法定協議会化する理由

- ・活性化再生法が令和2年11月に改正されたことに伴い、「地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体は、必要な協議を行うための協議会を組織することができる。」と法定協議会組織の規定が設けられた。本市では、上記のとおり、計画の策定を進めていくため、現在の開催要綱を改正し、地域公共交通会議を法定協議会化する。
- ・地域公共交通会議を法定協議会するが、現在の会議の開催目的や開催方法が変更となるわけではない。

7 事務スケジュールの概要



※ 法定協議会化するにあたっての開催要綱案の協議を9月上旬に書面開催にて実施予定ですので、御協力よろしくお願いたします。